平成２３年（フ）第１０１号
和歌山市六十谷323番地の１　セジュール鯉川102
債務者　山口　正樹
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２８号
山口県下松市栄町３丁目８番７号
債務者　相本　淳子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第７７号
香川県高松市中間町496番地５
債務者　石原　有子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第５４号
香川県高松市香西東町518番地５メゾンエクセル101号室
債務者　小原　法明
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第５７号
香川県高松市香川町大野1896番地
債務者　白石　瑞子（旧姓浜村）
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第６７号
香川県綾歌郡綾川町萱原２番地85
債務者　藤長　幸子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第７１号
香川県さぬき市鴨庄4541番地35エクセルコートＫ棟106号室
債務者　大森　　裕
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第５７号
沖縄県那覇市牧志２丁目25番11号　沖実社宅202
債務者　町田　宗勝
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１０号
千葉県木更津市永井作２丁目３番16号　ラ・ロッサ202号室
債務者　永野　勇子（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１２号
千葉県木更津市清川２丁目３番11号
債務者　安田　貴幸
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第４２１号
名古屋市中区金山２丁目１番10号　フォーエバー金山406号
債務者　谷口　栄蔵
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４８０号
愛知県知多市寺本新町２丁目194番地　グランディール知多寺本201
債務者　天野　成也
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２号
兵庫県丹波市春日町国領1211、住民票上の住所兵庫県加東市多井田288番地１　ロイヤルルベール506号
債務者　木戸口淑美
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
香川県坂出市富士見町１丁目10番44号
債務者　花本　香織（旧姓壷井）
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第７８４号
鹿児島県鹿児島市吉野町1522番地　吉野ハイツ305号
債務者　佐々木徹哉
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８６１号
鹿児島県熊毛郡南種子町中之下3000番地
債務者　羽生　雄治
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８７３号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯４丁目32番46―41号
債務者　佐々木徹平
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで鹿児島地方裁判所民事第３部破産係